

準会員に関する規程

(総則)

第 1 条 この規程は、定款に規定する法人の構成員(第 5 条 3 項)に関し必要な事項を定める。

(入会資格)

第 2 条 準会員は、情報の生産・管理・利用に関する研究をする学生であって、それ以外の業務を主業としない者。但し、学生であっても正会員に入会することを妨げない。

(権利と義務)

第 3 条 準会員は、正会員と同等の便益を有する。ただし、社員としての権利を有しない。

(附則)

1. この規程の改訂は、理事会にて行う。
2. 2011 年 5 月 12 日の理事会で制定し、一般社団法人の登記日から施行する。

